

# 長野原町自動車誤発進防止装置 設置費補助制度のお知らせ

高齢運転者の交通事故防止及び事故時の被害軽減を図るため、後付けで誤発進防止装置を設置した方を対象に、費用の一部を補助いたします。

## ■自動車誤発進防止装置とは

ブレーキペダルを踏むべき時に、誤ってアクセルペダルを急に踏み込んだ場合に、急加速や急発進を抑制する装置

## ■補助額

◎ 50,000円を上限とし、対象経費の3分の2の額（100円未満切捨）

※ 対象経費とは、誤発進防止装置の購入や取り付けに要した費用（消費税は除く）

## ■対象となる方

- ① 町内に住所があり、居住している満70歳以上の方
- ② 自動車運転免許証を保有し、町税等を滞納していない方
- ③ 補助金の交付回数は、補助対象者1人につき1回です

## ■対象となる自動車

- ① 自家用で、乗用または貨物の用途として使用する普通自動車、小型自動車、軽自動車
- ② 車検証に記載されている使用者が補助対象者であること
- ③ 町内を使用の本拠としているもの
- ④ 設置業者に依頼し、令和元年12月20日以降に後付けで誤発進防止装置を設置したもの

■受付開始日 令和2年1月6日（月）から

# 補助金の申請から交付までの流れ

①後付け誤発進防止装置を設置します。

※ 自動車購入店か自動車用品店で誤発進防止装置の取り付けを行います。

②必要書類を総務課へ提出します。

※ 申請書は役場総務課で交付するほか町のホームページでも入手できます。

## 【必要書類】

- ①交付申請及び実績報告書
- ②運転免許証の写し
- ③車検証の写し（車検証に記載されている使用者が補助対象者であること）
- ④誤発進防止装置の購入及び取り付け費用が確認できる領収書の写し
- ⑤誤発進防止装置のカタログ等、機能概要がわかる書類の写し
- ⑥誤発進防止装置を設置したことがわかる写真  
（車内部の設置状況写真1枚以上と、外部正面からの車全体の写真）

③補助金交付決定通知書が郵送されます。

※ 申請書類の審査後、記載された住所に通知書を郵送します。

④補助金が交付されます。

※ 申請書に記載された指定口座に補助金が振り込まれます。

## 【注意事項】

- 偽りその他不正行為により補助金の交付を受けたときは、補助金の一部または全額の返還を命ずることがあります。
- 誤発進防止装置の使用に伴い発生した事故及び損害等について、町はその責任を負いません。
- 他の補助金との併用はできません。（国のサポカー補助金など。）
- ご不明な点等ございましたら、下記担当係までお問い合わせください。

## 【お問い合わせ先】

長野原町役場 総務課 総務係

電話：0279-82-2244